

伊豆山赤井谷地内における土砂投棄について

令和3年6月11日、[REDACTED]より情報提供があり、赤井谷地内に大型車両が土砂搬入しているとのこと。15日まちづくり課職員が現地確認、相当量の土砂が搬入されていた。

搬入業者 [REDACTED] に確認したところ、[REDACTED] から依頼されたとのこと。[REDACTED] に連絡するも知らないとされた。18日に [REDACTED] 本人と面談予定。

- ・都市計画法
- ・宅地造成等規制法
- ・風致地区条例
- ・森林法
- ・
- ・
- ・

当該土地の経緯

①伊豆山字赤井谷地区残土処分（静岡県土採取等規制条例） 中断

平成19～20年にかけて赤井谷において木竹の伐採が行われた。森林法による伐採届が出されていなかったため、東部農林事務所の指導により一旦林地への回復が行われた。平成21年4月頃から本格的に土砂の搬入が開始された。同年6月頃より土砂搬入の影響により下流の逢初川から伊豆山港にかけて大量の泥水が流出した。

土砂の搬入はそれ以降も続いたため、県・市と合同で対策会議を開催し対応について協議を行った。土砂搬入の責任者である [REDACTED] も防災工事を行うことで了承し、以降は土砂の安定を図る工事が行われた。平成22年4月の工期が工事の遅延により7月に延期されたが、盛土法面整形を終えて、その後完了検査を受ける予定であった。しかし、[REDACTED] の指示によってD工区に搬入できなくなったことから、[REDACTED] が赤井谷に土砂の搬入を継続することを画策した。防災工事の一環ということで、暫く続いたが、その後木屑・産廃の類の搬入が発覚したため、10月20日頃から搬入は中止されている。その後東部健康福祉センターの指導により産廃等の撤去及び仮置き作業を行った。

平成23年4月頃及び7月頃から防災工事と称して下流部の沈砂池の浚渫及び板柵水路等の工事に着手したが、9月に七尾本宮線終点付近が崩落したのを

契機に重機を引揚げてしまい作業は中断している。

平成 23 年 2 月頃土地の所有権が [] に移転されている。そのなかの覚書で法面成形は [] が行うことになっているが、いくら話をしても進まないなので関係を絶ちたいと [] より報告があった。今後は [] 側で法面成形及び崩落部の処理を行う予定であると報告を受けていた。平成 24 年 11 月に [] の指示により通路の復元を目的に調圧槽前の土砂を移動した。法面及び崩落部は放置されたままであるが緑化が進み見た目は問題ない。(崩落する可能性はあるが…)

現在 [] の意向を受け自社で重機を搬入して成形等を行っている。400mトラックを備えたグラウンド計画があると [] から聞いているがとても実現しそうにない。この場所の最大の懸念材料は逢初川の流下能力不足である。

管理者熱土とも再三協議するよう指導しているので今後も指導が必要。平成 28 年度よりこの区域上部で太陽光発電設備設置をしているが、林地開発にかからない規模で複数箇所設置する考えもあるようなので注意が必要。この土地一帯に配水管が埋設されているが、土地利用の契約がされていない(不法占拠といわれてもしかたない状態である)ため、以前の [] とは撤去云々でもめた。 [] と契約交渉をするよう水道温泉課には伝えたが動く気配がなかったところ。平成 29 年 9 月に水道管を破損する事故が起こされ、下流に土砂が流出。これを機に [] と交渉するよう改めて伝えた。平成 30 年 3 月に水道温泉課が [] と面談、使用貸借契約締結の運びとなった。

太陽光発電設備設置については宅造(風致)許可と異なる施工がされ、隣接するグラウンド計画地とともに是正指導を行っていたが、ほとんど進まない状態であった。

令和 3 年 6 月に [] より情報提供があり、大型ダンプが土砂搬入をしているとのこと。現地確認したところ以前違法に石積みをした箇所等に土砂を溢していることを確認。 [] に連絡するも知らないとされ、土地所有者 [] を呼び指導する予定。

②伊豆山赤井谷地内太陽光発電設備設置 対応中

[] の [] 所有地で 3 箇所の計画が持ち上がる。いずれも 1ヘクタール以下で林地開発にかからないようにしている。(東部農林とは協議済みの様子)平成 28 年 11 月に指導要綱の届出がされ工事に入るが、もともとこのエリアでは [] が 10 数年前から一体開発を考えているようで、既存の獣道を広げたり水路を弄るなどの行為が頻繁に起きる。下流の排水に注意が必要な箇所であり、特に注意が必要。 []

周辺関連事案

伊豆山字嶽ヶ地区分譲計画（都市計画法開発行為） 中断

平成20年のいわゆるリーマンショックにより融資先の[]が倒産したため資金繰りが悪化し中断している。当時、工事により隣接地へ土砂が流れ込み、なおかつ市道へも流出した。現在も宅地造成は中断したままで再開の目処はたっていない。

平成22年8月に敷地の造成工事を行う名目で土砂の搬入が行われたが、9月に入り作業は終了した。（この造成は、[]が行った。）

その後平成23年2月及び3月に二宮町から竹の根茎等が含まれている残土搬入が行われた。その後の作業は行われていない。再開した場合は当然残土の安全性を問うことになる。土地の所有権は、[]に移っているが、実質は[]と思われる。

平成27年度にD工区は[]が購入、またこの付近の[]絡みの土地も平成28年度に購入し、この一帯で問題があった土地はほぼ[]所有となった。また[]所有地の購入も行い、承継の手続きも行われている。C・E工区道路移管の問題が残るなど承継には問題がある。

伊豆山 [] D工区太陽光発電計画 未定

メガソーラーを計画中のコンサルには、D工区について[]が分譲地計画を出されており中断中である。廃止申請をしてから、安全が確保できる工事を施してから、メガソーラーの計画を申請するよう指導していた。

平成27年度に[]がD工区を購入、D工区の外側（山側）とその近隣三箇所でメガソーラーを計画していて、赤井谷上部で既に一箇所工事中、下流の排水に注意が必要。（[]）

太陽光発電施設設計画地

現在許可を取って行っているが、土砂を外に搬出する計画となっている。この土をこの付近で処理すると、その部分も開発区域（森林法）となると話している。林地開発には掛けたくないようで、外に搬出すると言っている。グラウンド予定地やバス駐車場には入れていないとすると相当量の搬出記録があるはずであるが、200台出したが記録が無いと言っており台数が相当少ないうえ、本当に200台出しているのかも怪しい。掘削量からすると数十倍の台数を出すはずである。

H29年6月2日の研修所訪問時に太陽光発電施設の工事で出ている土をここに捨てているのではないかと質問したところ、ここについても [] の [] は災害復旧を主張、元の地形写真が無いが、もともと沢だった場所なので、土を入れて平らにしていると思われる。

H29. 6. 30 無許可で勝手に石を積んでいた様だが、崩れてしまったようである。また、平場にしてしまった箇所の北西部分に大型土のうを積み土を入れていた様だがここも一度崩れたようである。

H29. 6. 2 無許可造成・伐採等について [] を訪問した際グラウンド計画があると聞いていた。災害復旧のため作業を行ったと言っていたが、グラウンド工事の一部と思われる。

H28年4月19日発見
この辺りが崩れたため災害復旧で許可を受けずに行ってしまったと言っているが、山ひとつ平にしてしまった。
(証拠が無いが、ここに太陽光発電施設の造成で出た土を入れている可能性が有り) 報告書を求めているが未だに提出されていない。開発登録簿番号【349】の地位の承継の申請について相談を受けているため、違反のまま報告書も出していない様では資力信用の審査で問題になるかもしれないと伝える。







